

(設置)

第1条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、もって村民の交流の促進及び心身の健全な発達に寄与するため、東海村スポーツ施設(以下「スポーツ施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東海村総合体育館	東海村大字船場749番地3
東海スイミングプラザ	東海村大字船場768番地28
東海村テニスコート	東海村大字船場534番地5
東海南中学校夜間照明グラウンド	東海村大字船場784番地7
久慈川河川敷運動場	東海村大字石神外宿地先 東海村大字石神内宿地先
阿漕ヶ浦公園野球場	東海村大字村松579番地
阿漕ヶ浦公園ホッケー場	

(平28条例31・令8条例21・一部改正)

(事業)

第3条 スポーツ施設は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ教室、レクリエーション等の指導及び普及に関する事業
- (2) スポーツ団体の育成及びスポーツ指導者の養成に関する事業
- (3) 健康の増進及び体力の向上のための相談に関する事業
- (4) その他この条例の目的を達成するために必要な事業

(スポーツ施設の管理)

第4条 スポーツ施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて村長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平28条例31・一部改正)

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) スポーツ施設の施設及びその附属設備の維持管理に関する業務
- (2) 第3条の各号に掲げる事業に関する業務
- (3) スポーツ施設の使用の許可に関する業務
- (4) スポーツ施設の使用に係る使用料の徴収に関する業務
- (5) その他村長が必要と認める業務

(平28条例31・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、スポーツ施設の管理に関する事業計画書その他村長が必要と認める書類(以下この条において「事業計画書等」という。)を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、スポーツ施設の管理を行わせるに最適な団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、住民の公平な利用を確保でき、かつ、サービスの向上を図ることができるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、スポーツ施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(平28条例31・一部改正)

(使用時間及び休業日)

第7条 スポーツ施設の使用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、村長の承認を得て、臨時に使用時間又は休業日を変更することができる。

(平28条例31・一部改正)

(使用の許可等)

第8条 スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

- (1) 公安若しくは公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認められるとき。
- (3) スポーツ施設の施設又はその附属設備を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限させることができる。この場合において、村長及び指定管理者は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段によって前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事由により村長が必要と認めたとき。

(平28条例31・一部改正)

(入館等の制限)

第10条 指定管理者は、スポーツ施設の入館者又は入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他スポーツ施設の管理上支障があるとき。

(譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、スポーツ施設の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止行為)

第12条 使用者は、スポーツ施設及びその敷地内において、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、あらかじめ村長の許可を受けたときは、この限りではない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 金品の寄付、募集その他これに類する行為
- (3) 広告物等の掲示又は配布
- (4) ごみその他の汚物の投棄又は放置
- (5) 爆発物その他の危険物の持込み
- (6) 特別の設備の設置及び既存の設備の変更

(平28条例31・一部改正)

(使用料)

第13条 使用者は、その使用方法の区分に従い、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、使用料を使用開始前までに納付しなければならない。

3 別表第3に掲げる市町村に居住する者が、スポーツ施設を使用する場合にあつては、第1項に定める使用料と同額とする。ただし、東海南中学校夜間照明グラウンドは除く。

4 村長が、特別の事由があると認める場合は、使用料を減免することができる。

(平28条例31・令8条例21・一部改正)

(使用料の不返還)

第14条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。
- (2) 村長が、公益上その他やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。

(平28条例31・一部改正)

(原状回復義務)

第15条 使用者は、スポーツ施設の使用を終了したとき又は第9条各号のいずれかに該当することにより使用の許可を取り消され、又は使用を中止させられ、若しくは制限させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第16条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失によりスポーツ施設の施設又はその附属設備を損壊し、又は滅失したときは、これにより生じた損害を村に賠償しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平28条例31・一部改正)

(秘密保持義務)

第17条 指定管理者又はスポーツ施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、スポーツ施設の管理等に関し、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。
(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(東海村総合体育館設置及び管理に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 東海村総合体育館設置及び管理に関する条例(昭和57年東海村条例第27号)
 - (2) 東海村民プール設置及び管理に関する条例(昭和59年東海村条例第7号)
 - (3) 東海村テニスコート設置及び管理に関する条例(昭和63年東海村条例第4号)
 - (4) 東海南中学校夜間照明グラウンド設置及び管理に関する条例(平成3年東海村条例第9号)
- (準備行為)
- 3 第6条の規定による指定及びこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定により行うことができる。
(経過措置)
- 4 この条例の施行前に附則第2項の規定により廃止前にされた使用の申請及び許可その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定により廃止前に受けた使用の許可に係る当該施設の使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成22年条例第5号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成23年条例第8号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則(平成28年条例第31号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(令和8年条例第21号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年9月1日から、第3条の規定は令和9年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 第3条の規定による改正後の東海村スポーツ施設条例第6条の規定による阿漕ヶ浦公園野球場及び阿漕ヶ浦公園ホッケー場に係る指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 別表第1(第7条関係)
(平22条例5・平28条例31・令8条例21・一部改正)

施設名		使用時間	休業日
東海村総合体育館		午前9時から午後9時30分まで。 ただし、日曜日、 <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u> に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前9時から午後6時30分まで	1 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日) 2 12月28日から翌年の1月3日まで
東海スイミングプラザ		午前9時から午後4時まで。ただし、7月20日から8月20日まで は、午前9時から午後7時まで	9月11日から翌年の6月30日まで
東海村テニスコート	1番コートから4番コートまで	午前9時から午後9時まで。ただし、7月1日から9月30日までの間の土曜日、日曜日及び休日は、午前6時から午後9時まで	1 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日) 2 12月28日から翌年の1月3日まで
	5番コートから10番コートまで	午前9時から午後5時まで。ただし、7月1日から9月30日までの間の土曜日、日曜日及び休日は、午前6時から午後5時まで	
東海南中学校夜間照明グラウンド		午後7時から午後9時まで	1 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)

			2 12月28日から翌年の1月3日まで
久慈川河川敷運動場		日の出から日没まで	1 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日) 2 12月28日から翌年の1月3日まで
阿漕ヶ浦公園野球場	A面	午前9時から午後5時まで。ただし、5月1日から9月30日までは、午前9時から午後6時まで	1 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日) 2 12月1日から翌年の2月28日まで
	B面	午前9時から午後9時まで	1 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日) 2 12月1日から翌年の2月28日まで
阿漕ヶ浦公園ホッケー場		午前9時から午後9時まで	1 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日) 2 12月28日から翌年の1月3日まで

別表第2(第13条関係)

(平22条例5・令8条例21・一部改正)

1 団体使用の場合

(1) 東海村総合体育館

区分			使用料				
			午前(午前9時から午前12時まで)	午後(午後1時から午後4時まで)	夕方(午後4時から午後6時30分まで)	夜間(午後6時30分から午後9時30分まで)	全日(午前9時から午後9時30分まで)
主競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	2,000円	3,400円	2,000円	4,600円	12,000円
		入場料を徴収する場合	20,000円	25,000円	20,000円	40,000円	105,000円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	4,000円	6,800円	4,000円	9,200円	24,000円
		入場料を徴収する場合	40,000円	50,000円	40,000円	80,000円	210,000円
サブ競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	1,000円	1,600円	1,000円	2,000円	5,600円
		入場料を徴収する場合	10,000円	12,500円	10,000円	20,000円	52,500円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	2,000円	3,200円	2,000円	4,000円	11,200円
		入場料を徴収する場合	20,000円	25,000円	20,000円	40,000円	105,000円
柔剣道場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	1,000円	1,600円	1,000円	2,000円	5,600円
		入場料を徴収する場合	10,000円	12,500円	10,000円	20,000円	52,500円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	2,000円	3,200円	2,000円	4,000円	11,200円
		入場料を徴収する場合	20,000円	25,000円	20,000円	40,000円	105,000円
弓道場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	400円	600円	400円	800円	2,200円
		入場料を徴収する場合	10,000円	12,500円	10,000円	20,000円	52,500円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	800円	1,200円	800円	1,600円	4,400円
		入場料を徴収する場合	20,000円	25,000円	20,000円	40,000円	105,000円

備考

- 1 主競技場及びサブ競技場は、2分又は4分して使用できる。この場合の使用料は、規定使用料の2分の1相当額又は4分の1相当額(その額に10円未満の端数が生じるときは、該当端数を切り捨てた額)とする。
 - 2 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合は、当該使用料を1時間単位(30分以上は切り上げ)として算出する時間割計算(以下「時間割計算」という。)は行わない。
 - 3 本表に定める使用時間を超えて使用する場合における当該超える使用時間に係る使用料は、本表に定める使用料を本表に定める時間数で除して得た額に、時間割計算により算出し超えた時間数を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じるときは、該当端数を切り捨てた額)とする。
 - 4 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
 - 5 別表第3に定める以外の者(以下「圏域外」という。)が使用しようとする場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。
 - 6 入場料を徴収する場合とは、入場料、会費又は会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することに関し入場の対価を必要とする場合をいい、入場料を徴収しない場合とはこれ以外の場合をいう。
- (2) 東海村テニスコート

区分		使用料	
1番コートから4番コートまで	一般	午前6時から午後5時まで1面につき1時間当たり	200円
		午後5時から午後9時まで1面につき1時間当たり	400円
	中学生以下の児童又は生徒のみで使用する場合	午前6時から午後5時まで1面につき1時間当たり	100円
		午後5時から午後9時まで1面につき1時間当たり	300円
5番コートから10番コートまで	一般	午前6時から午後5時まで1面につき1時間当たり	200円
	中学生以下の児童又は生徒のみで使用する場合	午前6時から午後5時まで1面につき1時間当たり	100円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。
 - 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
 - 3 圏域外の者が使用しようとする場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。
- (3) 東海南中学校夜間照明グラウンド

区分	使用料	
	村内者	村外者
1時間当たり	2,000円	5,000円

備考

- 1 村内者とは、村内在住者、在勤者又は在学者をいう。
 - 2 村外者とは、前号以外の者をいう。
 - 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。
 - 4 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- (4) 久慈川河川敷運動場

使用料	
午前 日の出から午前12時まで	午後 午後1時から日没まで
無料	無料

(5) 阿漕ヶ浦公園野球場

区分	使用料
野球場(A面又はB面)	1時間当たり150円

備考

- 1 A面及びB面のいずれも使用する場合の使用料は、規定使用料の2倍に相当する額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。
- 3 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 圏域外の者が使用しようとする場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。

(6) 阿漕ヶ浦公園ホッケー場

区分	使用料
ホッケー場(A面又はB面)	1時間当たり850円

備考

- 1 A面及びB面のいずれも使用する場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。
 - 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。
 - 3 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
 - 4 圏域外の者が使用しようとする場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。
- (7) 阿漕ヶ浦公園野球場及びホッケー場夜間照明設備

区分		使用単位	使用料
野球場	B面	全灯	1時間当たり1,920円
ホッケー場	全面(A面及びB面のいずれも使用)	全灯	1時間当たり1,170円
		1/2灯	1時間当たり690円
	片面(A面又はB面のいずれかを使用)	全灯	1時間当たり690円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。
 - 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
 - 3 圏域外の者が使用しようとする場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。
- 2 個人使用の場合
- (1) 東海村総合体育館

区分	使用料				
	午前(午前9時から午前12時まで)	午後(午後1時から午後4時まで)	夕方(午後4時から午後6時30分まで)	夜間(午後6時30分から午後9時30分まで)	全日(午前9時から午後9時30分まで)
主競技場・サブ競技場・柔剣道場・弓道場	100円	100円	100円	100円	400円
トレーニング室	1回当たり100円				

備考

- 1 トレーニング室を使用できるのは、中学生以上とする。
 - 2 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合は、時間割計算は、行わない。
 - 3 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- (2) 東海スイミングプラザ

区分	使用料		
	午前(午前9時から午前12時まで)	午後(午後1時から午後4時まで)	夕方(7月20日から8月20日までの午後5時から午後7時まで)
大人(中学生以上)	200円	200円	200円
小人(小学生)	100円	100円	100円
幼児	無料	無料	無料

備考 幼児の使用にあっては保護者同伴とし、当該保護者の使用料は徴収するものとする。

- (3) 東海村テニスコート

区分		使用料	
1番コートから4番コートまで	一般	午前6時から午後5時まで1面につき1時間当たり	200円
		午後5時から午後9時まで1面につき1時間当たり	400円
	中学生以下の児童又は生徒のみで使用する場合	午前6時から午後5時まで1面につき1時間当たり	100円
		午後5時から午後9時まで1面につき1時間当たり	300円
5番コートから10番コートまで	一般	午前6時から午後5時まで1面につき1時間当たり	200円
	中学生以下の児童又は生徒のみで使用する場合	午前6時から午後5時まで1面につき1時間当たり	100円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。
 - 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
 - 3 圏域外の者が使用しようとする場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。
- 別表第3(第13条関係)

(平23条例8・一部改正)

東海村，水戸市，ひたちなか市，那珂市，笠間市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町